

行政常任委員会報告事項

平成27年1月29日

保 健 福 祉 課

1 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

。未だ発生時の対応 — 新薬は開発と行っている。

2 介護保険法の一部改正に伴う条例の制定について

3 その他

『夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画』の策定について

1 要旨

新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から市民の生命・健康を保護するため、国や北海道と連携のもと本市の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するもの。

2 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 25 年 4 月 13 日施行）第 8 条第 1 項

【参考】新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日策定） …同法第 6 条第 1 項

北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 10 月 31 日策定） …同法第 7 条第 1 項

3 主な項目

(1) 総論

- ① 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- ② 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

(2) 各段階における対策

新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて、「主要 7 項目」に沿った対策を規定

〈 発生段階 〉

①未発生期 → ②海外発生期 → ③国内発生早期 → ④国内感染期 → ⑤小康期

〈 主要 7 項目 〉

想定状況等、実施体制、情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療等、市民生活・地域経済の安定の確保

4 前回報告以後の経過

(1) 有識者意見聴取

10月 8日 夕張市医師会長に資料等を提供し審査依頼

10月 23日 夕張市医師会長から素案の内容で問題ない旨意見を得る。

(2) パブリックコメントの実施

11月 4日～12月 3日（30日間）

市ホームページ及び市役所保健福祉課、南支所窓口で閲覧・意見集約を行ったが意見等はなかったもの。

5 今後のスケジュール

平成 27 年 1 月 29 日 行政常任委員会報告

1 月 30 日 策定

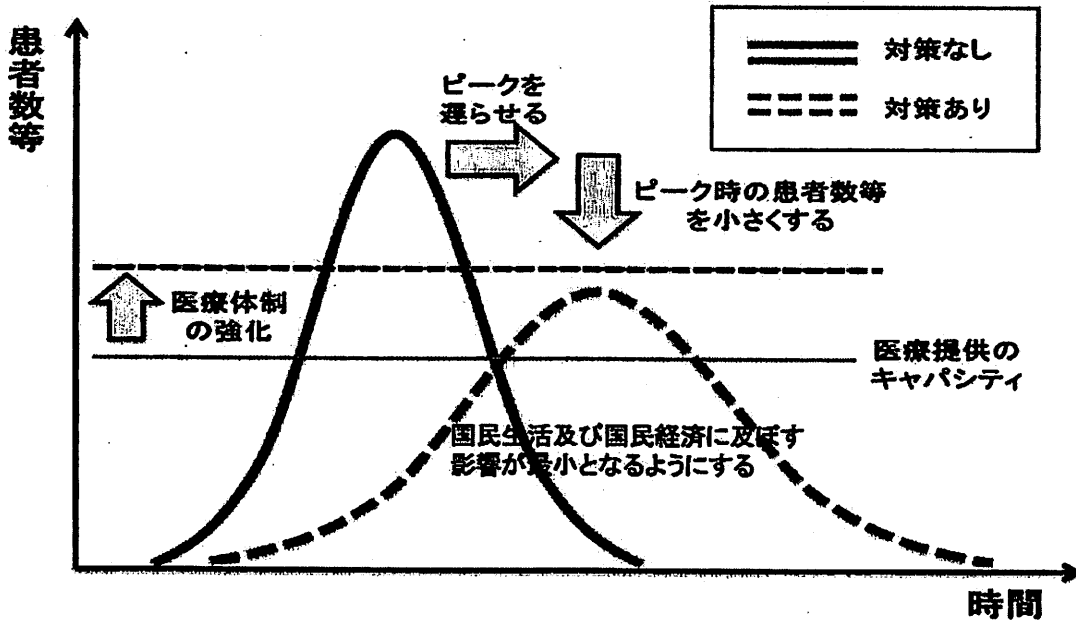
2 月 2 日 公表（市ホームページ、広報）、北海道への報告

「夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

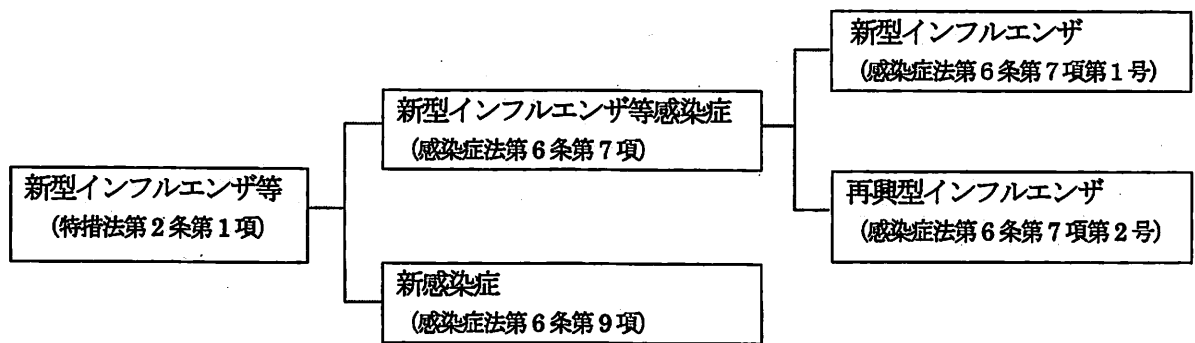
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行、以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、「夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

1 市行動計画の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



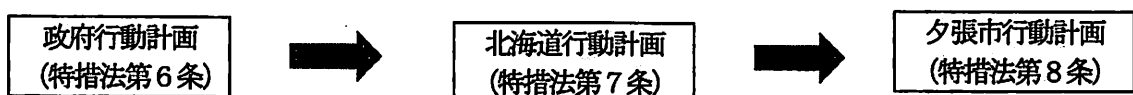
2 対象とする感染症



3 市の責務

国、道、他の地方公共団体及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、国の示す基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4 市行動計画の位置付け



5 市行動計画に定める事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ① 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - ② 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
 - ③ 感染を防止するための協力の要請、市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ④ 医療の提供体制の確保に関する措置
 - ⑤ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (5) 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

6 市行動計画の構成

- (1) 総論（第1章）
 - ① 市の責務、計画の位置づけ、構成等
 - ② 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針
- (2) 各段階における対策（第2章）

新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて、「主要7項目」に沿った対策を規定

〈 発生段階 〉 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期

〈 主要7項目 〉 ①想定状況等 ②実施体制 ③情報収集 ④情報提供・共有
 ⑤予防・まん延防止 ⑥医療等 ⑦市民生活・地域経済の安定の確保

7 新型インフルエンザ等対策の流れ — 発生段階に対応した対策の概要 —

	未発生期	→ 海外発生期	→ 国内発生早期	→ 国内感染期	→ 小康期
実施体制	行動計画の作成 体制整備・連携強化	新型インフルエンザ 等対策の実施	緊急事態宣言がなされ た場合、対策本部を 設置	対策本部を継続 場合により他の地方公共団 体に代行・応援等を要請	緊急事態解除宣言が なされた場合、対策本 部を廃止
サーベイランス ・情報収集	通常のサーベイランスの 実施	学校等の集団発生状 況把握し道へ報告	学校等の集団発生状 況把握し道へ報告継 続	学校等の集団発生状況把握 し道へ報告継続	学校等の集団発生状 況把握し道へ報告継 続
情報提供 ・共有	継続的な情報提供 体制整備等	海外の発生状況等の 周知 国・道等との情報共有 相談窓口等の設置	市民への情報提供 国・道等との情報共有 相談窓口等の体制充 実・強化	市民への情報提供継続 国・道等との情報共有 国の改訂 Q&A を活用し相 談窓口等を継続	市民へ第1波の終息・ 第2波情報を周知 国・道等との情報共有 相談窓口等の体制を 縮小
予 防 まん延防止	対策実施の準備 特定接種体制の構築 住民接種体制の構築	特定接種の実施 住民接種体制の準備	特定接種の実施継続 住民接種の実施	住民接種の実施継続 新臨時接種の準備	第2波に備え新臨時 接種実施
医 療	地域医療体制の整 備	症例定義の周知 国・道からの情報を 医療機関等へ提供	国・道からの情報を 医療機関等へ提供継 続	在宅療養患者への支援 自宅で死亡した患者の 対応	道と連携し通常体制 に戻す
市民生活 ・経済の 安定確保	要援護者への生活 支援準備 火葬能力等の把握 物資等の備蓄	一時遺体安置施設の 準備	一時遺体安置施設の 確保 生活関連物資の価格 安定等 水の安定供給	一時遺体安置施設の確保 生活関連物資の価格安定等 要援護者への生活支援 埋葬・火葬の特例等 水の安定供給	緊急事態措置の縮小・ 中止

介護保険法の一部改正に伴う条例の制定について

1. 根 拠

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次地方分権一括法）の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、従来、国の定める基準にて決められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準」（厚生労働省令等）は、今後は厚生労働省令等で定める基準に従い、市町村が条例を定めることとされました。

2. 新たに制定する条例

- 1) 夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 2) 夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

3. 概 要

厚生労働省令で定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に基づき、市が基準を条例で定めるものです。

「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならないものであり、「参酌すべき基準」とは、市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

- 1) 夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 従業者の員数 管理者 ○ 運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 内容及び手続の説明並びに同意 提供拒否の禁止 秘密保持 事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総則 <ul style="list-style-type: none"> 趣旨 基本方針 ○ 運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 身分を証する書類の携行 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防支援の業務の委託 法定代理受領サービスに係る報告 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 利用者に関する市への通知 管理者の責務 運営規定 勤務体制の確保 設備及び備品等 従業者の健康管理 掲示 広告 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等 苦情処理 会計の区部 記録の整備 ○ 効果的な支援の方法に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援の基本取扱方針 指定介護予防支援の具体的取扱方針 指定介護予防支援の提供に当たっての留意点 ○ 基準該当介護予防支援に関する基準

2) 夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める
条例

従うべき基準	参酌すべき基準
職員の員数	基本方針 運営

4. 条例制定の考え方

現在、本市における介護予防支援事業所(地域包括支援センター)は、適正に運営されており、人員及び運営等において厚生労働省令と異なる基準とすべき特段の事情が認められないことから、同省令で示されている基準をもって本市の基準とし、平成27年度第1回定例市議会に条例案をお諮りするものです。

5. 施行日(予定)

平成27年4月1日

6. その他

市内の介護予防支援事業所(地域包括支援センター)数 1ヶ所